

令和 8 年 9 月 24 日
経 済 警 察 委 員 会

経 済 警 察 委 員 会 説 明

警 察 本 部 長

刑 事 部 長

会 計 課 長

和 歌 山 県 警 察 本 部

警察本部長説明要旨

委員の皆様方には、日頃より警察活動各般にわたり、御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、現下の治安情勢及び警察の取組につきまして、8月末の数値を踏まえて、御説明いたします。

まず、刑法犯認知件数は2,694件で、昨年同期に比べ168件増加しております。

この増加の要因としましては、自転車盗などの街頭犯罪が101件増加していることが挙げられます。

また、強盗、不同意わいせつなどの重要犯罪の認知件数は40件で、昨年同期に比べ2件減少しており、侵入盗や自動車盗などの重要窃盗犯の認知件数は192件で、昨年同期に比べ5件の増加となっております。これらの犯罪の検挙につきましては、重要犯罪が40件32人、重要窃盗犯が133件59人となっております。

次に、全国的な治安対策上の最重要課題となっております特殊詐欺につきまして、当県での認知件数は184件、被害総額は約14

億 6, 0 0 0 万円となっております。

最も件数の多い手口はＳＮＳ型投資詐欺 4 6 件、次いでニセ警察詐欺 4 1 件、架空料金請求詐欺 3 7 件であり、これらで認知件数全体の約 7 割を占めております。

特殊詐欺の検挙につきましては、6 4 件 1 5 人、また、特殊詐欺を助長する口座の譲渡等の犯罪で 7 4 件 6 1 人を検挙しております。

また、特殊詐欺などの違法行為に幅広く関わる暴力団や匿名・流動型犯罪グループについては、1 0 7 人を検挙しております。

引き続き、これら詐欺の被害防止のため、特殊詐欺対策アプリの普及等に積極的に取り組むとともに、犯罪組織の実態解明と取締りを強化してまいります。

そのほかの主な犯罪事案に関する情勢として、ストーカー事案では、1 7 9 件の相談を受理し、1 9 件の行政命令を発出するとともに、計 1 6 件 1 6 人を検挙しております。

薬物事犯では、1 3 2 人を検挙しており、そのうち覚醒剤事犯が 6 3 人、大麻事犯が 5 6 人となっております。

生活経済事犯では出資法違反事件等で 6 2 件 4 6 人を、環境事犯では廃棄物処理法違反事件で 4 8 件 4 2 人を、風俗事犯では風営法違反事件等で 3 件 3 人を、サイバー犯罪では 1 7 5 件 1 2 4 人を、それぞれ検挙しております。

また、1 8 歳未満の子供の性被害事案につ

いては、児童買春、不同意わいせつ等により、56人が被害に遭っております。

引き続き、子供・女性・高齢者等の安全を守る取組や県民生活を脅かす悪質な事犯等に対する取締りを推進してまいります。

次に、交通事故情勢につきまして申し上げます。

県内の人身交通事故発生件数は787件で、昨年同期に比べ34件の減少、死者数は21人で1人の減少、負傷者数は912人で28人の減少となっております。

本年の交通事故の特徴は、

- 全事故に占める高齢者が関係する事故の割合が依然として高水準にあること
- いわゆる原付以上のバイクが関係する事故が増加傾向にあること
- 飲酒運転者による事故が増加していること

などが挙げられます。

県警察としましては、今月から実施されました生活道路における法定速度の引き下げに対する広報・啓発をはじめ、更なる安全で快適な交通環境の実現に向け、各般の対策に取り組んでまいります。

次に、災害対策につきまして申し上げます。

本年は7月に熊本地震、8月には千葉豪雨に見舞われるなど、全国的に大規模な災害が発生しております。

県警察としましては、8月末までに計39名の警察官を熊本県警察に派遣しており、現在も引き続き警察官を派遣して、現地の災害警備活動を支援しております。

本県では、南海トラフ地震による甚大な津波被害も想定されていることから、熊本地震における反省・教訓も踏まえつつ、大規模災害発生時に迅速かつ的確に対処できるよう、引き続き、関係機関と緊密に連携して災害対処能力の向上を図り、県民の安全確保に万全を期してまいります。

最後に、太地町の捕鯨をめぐる動向と対策につきまして申し上げます。

本年9月1日のイルカ漁解禁日に合わせて反捕鯨団体関係者約15人が太地町を訪れ、出漁状況の監視やイルカ漁廃止を訴える抗議活動、関連施設に対する捕鯨中止の申入れを行っております。

県警察では、現地に警戒所を開設し、24時間体制の警戒警備を行っているところであります。

引き続き、関係機関と緊密に連携しながら、対策に万全を期してまいります。

以上が、現下の治安情勢及び警察の取組となります。

この後、「法人の経営状況報告」につきましては刑事部長に、「知事専決処分」につき

ましては会計課長に、それぞれ説明、報告させますので、よろしく御審議、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

刑事部長説明要旨
(法人の経営状況報告)

公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターの経営状況につきまして御報告申し上げます。

「法人の経営状況報告書」の 303 頁を御覧ください。

暴力追放県民センターの概況は、資料に記載のとおりでございます。

次に、令和 8 年度事業計画につきましては、305 頁を御覧ください。

令和 8 年度は

- ・暴力団員による不当な行為の予防気運の高揚を図るための広報啓発活動
- ・民間の暴力団排除活動組織の支援
- ・不当要求・暴力団に関する相談活動

等、10 項目を計画しております。

令和 8 年度収支予算につきましては、306 頁を御覧ください。

収入につきましては、科目欄「^{イチ}I 一般正味財産増減の部」の「(1)経常収益」にあります

「経常収益計」
に記載のとおり

2, 995 万 4, 000 円

となっております。

支出につきましては、科目欄「^{イチ}I 一般正味財産増減の部」の「(2)経常費用」にあります

「経常費用計」
に記載の

2, 995万4, 000円
となっております。

次に、令和7年度の実績報告につきましては、308頁から312頁までを御覧ください。

令和7年度は、

- ・広報啓発資料や広報媒体等を活用した
広報啓発活動
- ・暴力団員による不当な行為に関する相
談活動
- ・事業者等に対する不当要求防止責任者
講習

等の事業を行い、県下各地で暴力団排除活動を推進いたしました。

次に、貸借関係につきまして御報告いたします。

貸借関係につきましては、313頁を御覧ください。

資産の部^{イチ}につきましては、貸借対照表中の科目欄「^{イチ}I 資産の部」の最終行にあります
「資産合計」に記載のとおり、流動資産及び
固定資産を合わせ、資産合計は

7 億 5 , 4 1 1 万 5 , 7 4 6 円
となっております。

負債の部につきましては、科目欄「^ニⅡ 負債の部」の最終行にあります「負債合計」に記載のとおり、流動負債及び固定負債を合わせ、負債合計は

5 3 2 万 9 , 1 7 9 円
となっております。

正味財産につきましては、科目欄「^{サン}Ⅲ 正味財産の部」の下から2行目にあります「正味財産合計」に記載のとおり

7 億 4 , 8 7 8 万 6 , 5 6 7 円
となっております。

この正味財産増減の詳細につきましては、3 1 4 頁、3 1 5 頁の「正味財産増減計算書」に、資産及び負債の詳細につきましては、3 1 6 頁の「財産目録」に、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で、暴力追放県民センターの経営状況についての報告を終わります。

会計課長説明要旨
(諸報第 4 7 号、第 4 8 号、第 5 0 号、
第 5 1 号、第 5 5 号及び第 5 8 号関係)

「知事専決処分」につきまして御報告申し上げます。

「地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による知事専決処分報告」の諸報第 4 7 号、第 4 8 号、第 5 0 号、第 5 1 号、第 5 5 号及び第 5 8 号を御覧ください。

諸報第 4 7 号、第 4 8 号及び第 5 8 号は、いずれも警察官の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額につきまして、御報告するものでございます。

続きまして、諸報第 5 0 号を御覧ください。

内容につきましては、事件捜査でパソコンを押収する際、捜査員が接続ケーブルを抜いたところ、誤って同ケーブルの先端部分を損壊したことに伴う損害賠償の額につきまして、御報告するものでございます。

続きまして、諸報第 5 1 号を御覧ください。

内容につきましては、夜間の交通事故現場において関係者から事情聴取する際、警察官が把持していた懐中電灯を誤って事故車両のボンネットに落下させ、同車両を損壊したことに伴う損害賠償の額につきまして、御報告するものでございます。

続きまして、諸報第55号を御覧ください。

内容につきましては、交通事故現場において事故車両を移動させるため、当事者に代わって警察官が同車両を運転した際、運転操作を誤って塀に接触させ、同車両を損壊したことに伴う損害賠償の額につきまして、御報告するものでございます。

各事故の概要、賠償金の額等につきましては、諸報に記載のとおりでございます。

以上で、「知事専決処分」についての報告を終わります。